

令和4年4月1日からの 美浜町事業所等から排出されるごみ処理



● 事業所等から排出される廃棄物（ごみ）

事業所等において事業活動により排出される廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。
産業廃棄物に該当するものは、敦賀市清掃センターへ持込みできないため、産業廃棄物処理業者と契約し適正に処理をお願いします。

● 事業所等における一般廃棄物とは？

事業所等における一般廃棄物とは、事業活動により排出される廃棄物のうち、「産業廃棄物以外の廃棄物」と法律で定義されています。

【事業系一般廃棄物の例】

事業所から出る書類、紙くず、ダンボール、木製品（テーブル、整理棚など）、剪定枝、刈り草、茶殻、従業員の持込物（使い捨ての弁当容器、空き缶、ペットボトルなど）等が該当します。

● 事業所等からの一般廃棄物の処理方法

事業所等からの一般廃棄物は、次の方法により適正に処理してください。

- (1) 事業者自ら清掃センターに搬入する。**(区で設置しているごみステーションには出せません)**
- (2) 美浜町から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に収集運搬を委託する。
一般廃棄物 ……………(有)美浜環境サービス TEL.0770-32-0170
一般廃棄物（魚腸骨のみ） ……………(有)ホクエー産業 TEL.0778-22-9331
- (3) 資源物回収業者に直接持込む、または回収を依頼する。

● 敦賀市清掃センターへ持込む場合は

持込手数料は、事業系廃棄物の料金となり、埋立ごみ以外の場合は50kgにつき200円の支払いが必要です。
(埋立ごみのみを持込む場合は、50kgにつき100円)

【注意事項】

- 一般家庭の日常生活から出るごみ以外のごみは、事業系廃棄物の料金となります。
- 事業所のほか、区（自治会）、町民団体、宗教団体（地区の神社等も含む）、スポーツ団体、非営利団体などが排出する廃棄物も、すべて事業系廃棄物の料金となります。

● 事業所用指定ごみ袋の種類

- (1) 燃やせるごみ …… 事業所用燃やせるごみ指定袋（**緑色・赤字**）
- (2) 資源ごみ …… 事業所用資源ごみ指定袋（**黄色・赤字**）
- (3) 指定ごみ袋ではないもの



ペットボトル …… 透明な袋 水銀含有ごみ …… 透明な袋 古紙 …… ひもで縛る等
埋立ごみ …… 丈夫な袋 スプレー缶・ライター類 …… 透明な袋 古布 …… 透明な袋

※敦賀市清掃センターへ直接持込む場合は指定袋に入れる必要はありません。
※**産業廃棄物に該当する場合は、一切持込みできません。**

● ごみ分別方法

基本的には家庭ごみと同じになります。

異なる点として、事業所用資源ごみ指定袋（黄色）には、カン・ビンが入られます。

● 産業廃棄物とは

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の表のものをいう。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くすなど
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くすなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	⑩ 鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	⑪ がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業から発生する紙くず
	⑭ 木くず	建設業、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレットなど
	⑮ 繊維くず (天然繊維くずのみ)	建設業、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くす等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		